官刻

孝義録

巻之下

第四

136
50
197

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

官刻

孝義録

筑前下

卅四

136
50
197

東京圖書館

和書門	傳記類	一三六 七函	五 八架	一二八號	五〇冊

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

由學館

TOKIO LIBRARY. FOUNDED BY TOMBUCHO 1872.

孝義録巻之四十四

筑前國下

明治九年文部省交付

孝行者熱云湯

博多の渕さ紀町に居める紀屋熱云湯は父母に
法のべく孝行なり日ごとに福岡まいる紀をうる
て細さまれたひをなすとしかれ利をもとり出て
親乃夜食をうらせもゆりつ孫は男をもたる
をこ共ろにして気さ海つきはかりまを安産し
たる事なりされと父母りむかひくハ気屋ハられ
よ給ふしかしいはくかもあらさ云紫を口にせ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

次家貧くしゐ下部なりしと親小ハ名をも汲
せて夜乃あつかるを夜々流れを持ゆき冬は
家れかゝへなとにてあらひそゝき清明に母を労せ
し事なく宅地をもつこされたりと家して住し
程に月乃廿八日といふには家貸をおさ給しか月
おとによく銭の数をつらためさしとも新にならひ
なとして其日をそりふる事なし常に毎霧を志
乃さん安く世代にてゐる事偏に家主れかけなれハ
かまけるなとて親ゆゑさこそ此身を文内といへ
里生れつきほしいゆゑにて後津兄かをこまひ

におとなりたくめて小男抱なとを賣しか後は高を
をたく詣て惣立場かりと小袋ハ是ぬ母乃ことに罷
免しそれをとりまけく先身のなからひむけま
しかりけれ而に自身番とくて生町乃人二人三人
よりまつとひつく夜を当殺而当に惣立場番にて
らなくことに文内ハ兄にかはり二人勤むへきなとも
なくなゆれおとに労しくて出れなり今宵を
路痛してこゝ後よりしはなといひしか惣立場ハか
しをうらむる事なくさらに海に屋をむ屋しそて
出発り次あきなひまつりをしをいとふ色なく

出りしの後には文内もその志にや感じ給ひ給ふ
兄にかはりて勤めけるされは熱田縁の行ひのを
くれしかはる事此人を屋をしらせ如小なり親子諸と
を睦しまくらしあれは享保十年の夜これよく
領主に歩えし程に栄そこなくとあらへて寝夜
せりあ親をまゝ給ひ乃あまりに我家の使
しとく町年寄此歳をうけ町うちの人を招き
つゝ人酒肴をまうあてもあるをり又熱田縁より
いひたるは海孝心深さゆへ人多き市中にて
て云とも君乃賜をうけまとしくまてもらはめく

みかあふとのうちしさよとて涙をかうしあ悟ひたれは
熱田縁ハまつ孝行乃葉さに行らを全く親のいとなり
深く思ひあはさまとうてうれるもあり事とく親子
たかひは譲ひしの聊法くらひ如されるまもなく
いと深切りせみえたる

孝行者八平

八平ハ福岡乃城下紺屋町の番人なり父は尾上一郎立縁
といひしの後は国乃家士よつへて身を終ぬ八平は
父うせにし後主人のいとまとらせしかハ母と妻子とも伐
具しあ如何郡八反田村は来りまもてていさくうれ高ひ

をなせしが折ふし火災にあひて同し郡乃平尾村より
うはりて他とて人の田畠を耕しあるを渡りけるを
志願しを熱れ病をやりて母も妻子もそれ病にを
うさまでしにかくあるよりほうを定めかくうりしうハやう
て病者のところよりは両うをて兼ひ八反田村よりう
をれまたまたあるに家士乃りとにうつさ奉ひせしう
まつかれ給米まて家族を育ひかれし程につゐは
かの奉ひをとも屋めて家にかへるを人の髮ゆひさう
やさそれ事を業としてそれをひもいとくるしき
うへに又火災にかしまく身のをさ所をうしなひけれ

をりしめくこれ絹屋町に来りて番人となりまして髮
ゆふ業をもなしけるハ享保十度乃事なりけるを寿ハ
をやなくなりし程に二人の子をもとくこれ法く母を養
ひしか八平生れつき貞実にしてあしいまくならはを
に頼るれ本性なりて聖ゆらくものいはすて戸なら
祿と求めあ酒を飲そうなるなく破るる敵をもて
なりれなし両を母に法うへて孝行なり母のゆめを
それを射そひく皆をゆらひ主紀おりハ居風呂ゆる
家にとりなひ引湯をおひうあく祿んころに夜抱
しをりき母をまして老衰へさるしかとうつく夜な

然ハ洗たくめ沢已うたゝる番屋には添番とて町人
の取たとりしかゆゑつとひ来ゆゑとなれも番屋乃せ
まくして母子法とも寝所なきをとのまをいし先
夜の夜を近きけゆり此軒乃下なとに取成明し
今まで面の取を行るものもなし故を又番屋にも蚊
帳をつるへき所なけれハ母此枕もとに蚊をくひ法く
そ乾ゆける母芋を好ましかるに貧き中に
も冬まで乃あひて八日ことに調しきくめ又夜の程を
麦さり此をやくうるを嗜ましうる是も聞こんにま
うをしを様にハ母その費をいとひたくかりて或時今

よりまう此二品を聞うく此事なかれといひ出しを芋を
一二銭ほかへ来り麦さりまハ釜下とく高人のなかし
もつかをおひうをれハさせ御費をなくなといひ
もりて母乃心を安んしやり父のおくかしこ幸ませ此
かれ家士の家ほ母此志なる人まく志もく為ほり
しう面ゆ此時をうれ髪ゆふまさをもせ次傘をさし
うゆく志をうひ行ぬ或人母の法をうるハ世まうり乃
き聞こ者ゆりされを雨降とれハ母乃法来をとく先
よといひしう母を取りしに寝人ぬまをなりふ屋此
程をかさりけらんいうてかそのまゝ成さまぬなんなと

いらへて母乃ゆゑ病をしうそれ孝行のうくれなるを
しうは同さ十二年三月領主より米粒をもくゆあ
まへて褒賞しき

孝行者鞍侍加右衛門

孝行者も有

鞍侍加右衛門ハ夜須那其本宿にまゝ代々土器を能りて
産業とせるが加右衛門なるもむまれつき正直にして
親に仕へ家至孝なりいとけなきより親のをしへ
にそむかて人となりて将家貧しく母にも後を
しうと父をして衣食にとりしきを志らし先を時

とりて好ミ求むる物あるを云とへの衣をもうゑてそれ
心をあらせそり夜おとれ麻而も冬は行きかり夜
も涼しきかゆゑ志れまうけてよく祢ゆるまでを
其側をもなるを須打ふし室れを荷ひて遠きより
ゆ地或をあきなひより歩ゆゑかへる時も父に祢
ふらさ有うちハ行きれと物語しゆゑ壱を慰めいさ
うも人に見非をいはれ此山乃京名或ハむかし今に
事を語りき妹乃もなといへるも兄にならひて孝
心ゆゑけるを言こともけしなく夜なくハ父の左右
りうひゆゑしてたうひ衣乃ゆゑつまを若をそへし

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

事をいりしとなん父の姉を好きしかと其價のとれし
ことを常りし二三合乃糯米を布の袋にいれ雜子の
ふたりゆひそへなとしてむしあけて調しすゝ
めぬ其後父の病室をりし時人參を用ゐてたんを大
出とに志なしをいたんとくあたひ乃其紀をとも
もさ清人を纏乃錢を拵行しかさいたひ其菜ら新
店の主もかまり孝心をやめあたんあそひハうもし
なといふしを故なくしてを一錢の先くをもらけ
ましきれ心よりもし價をうも給ひしを某を菜を
らけうもしなと此えたれ主を屋むとも成えたれ

しく錢をうもしかハ少く拵えりて服をさせしかたる
しをあらあ給ひらせぬ三年ハ程を西書もいふ
墓に詣て水をも向香祀をさゝなる事一日をとし
まらぬ是なん夜ふけて父の姉を給ひしあして取
なく餅圓子なと調しつゝそれ靈前に菜湯を
そなへ一周忌三回忌なは身にもたる佐書をもいふ
ともありその後も數年のあひた妹の後とも唯蔬菜を
のこくらひて魚鳥乃肉をうちまゝ靈前にしたれ
法へて出るまつ入りまゝし生るにつゝかるかなく
なりさかつて父乃追福といのらんかそ先法華經

を書写きんなりと思ひそちらしう家貧くて料紙を求
るまま乃ゑに両りせさるもしを隣にも発る醫師飯田
某なりてとくの人金し某袖乃八巻をゆゑへそ八
加右馬はさとにようこひて安長寺の前に住持徳岩
といへ給ふ書写をたゞしに徳岩も彼ホ孝
心乃切なるに感しあとこれらけ引数月を経く
かさ終りしうかさ馬ハその書写の労を慰めんとて
折ふし鮭菓子こゝ物なりと縁りもそり両ゝ経紙を
あらへし某にも三年の程行くまとゆゑとひく
其恩をうむくひ今我或時彦山に詣く帰りけるに

に其末より十町あまりに東石の橋といふ所にて金銀入
そ我鼻紙袋をおろひ給ふに加右馬は定めて彦山
に登る人のおどしたるならん追行てまこさんといふ
に居清其の人にそこの物に志まひてもくるゝからし
さるゝはなるゝ物をおろひ給ふりなと此身の名と所
とを志閑して此地に札を立金の人必落せし人の最
称来る人しといひしに此金銀おそれ彦山にて所用
乃物なるめとてをひうけ行しう一里行まり行程り
そこして帝釈寺峠といふ所の旅宿にてゆき逢そり
落をし人のいふやうはうちに金一両二分に三十匁の

銀をいまに至ぬれとそれとも書つゝ一巻大切なれ
それをくるかへされなく又なれ業なりかゝる山路を
取交ゝ事ゝ得ゝ来り給ふ志ゝ所しといふもいつまりあり
されは入ゝ給ひものなりち給りの人といひしか加出来ハ
金銀を望まんなはいかゝあり是而く持来る人ことそ
ひらにうゝ事ゝ多きなりしハ旅宿の主乃あつかひ
まてさらは銀なりもうけの人といひ名をといふ人を
なさく立ちかゝる世先て酒なと勧めんとく神代云ふ人
てとゝめしに我を生れ給ふ下ゝかれハ御を望まるしとそ
ゆり捨てゝ給りける又妹ことに病よふしたる事此

まゝしに近きまゝり此人ゝ食物なとを給ひしかゝる程
をゝり物をうく給ひてゝ志とふかやましくそみえける
ほゝ給一米村といふ所乃人の田地をかりうゝあくまゝし
く耕作せしかいかゝも瘠地にて年としてゝ貢物も
かりしをゝ給らさりし事のまゝしを地主人もかくと呼え
其滞りなく貢をも納給しけるに何る時地主の
かゝる利潤もなき瘠田を辛苦して耕ゝ給ふいかゝ
給ひてと最称しに仰ゝさるゝ事なから父に不稲
乃銀をまくめぬる事此称りしさに我辛苦をゝ
久しきゝ須とそいらんゝ父死しあ様もなき乃

田地を耕作して秋乃彼岸の中日とゝ小はそれ新米
をそなへくそうまを得ゝ十一年まして毋に後ましうそ是
よりハ隣をともとりて清いく父もなくなりし程より兄
加右衛門をうしまふと父乃とくなきを兄も両て彼を
娘のとく老こゝ而あまくれ兄妹さしむかひ二親のみ
れをかゝりかひつゝるしめりたやくより毋ゝつれ人
まも交ら稱とたゝ遣ゝ故ゝるとなくみつから工夫して
たゝをりあぬふるゝとまぐ遣かをちをよりり
年れハ妻ありしとのそむものの多く親疎となく
媒しまきと父の老てたのゝまくなれをうまく父終

りて後ハ兄の公とまして流然ならんとおひとりあ
それ事ハそゝ老てうけ引さりきける程ハ彼おう行ひ
同し村をいふに及ひあたりの村くまゝ而も岐及云
いひ傳へかてをやしまれハ所乃彼人を感して家乃
破ましたるを修理せしめんとく米そこたくはあそ人
それと親乃寸間ゝし而なきハ改め作りたくとく
難しそなるをそれまたり此人く彼人よりの賜物を
さはまましなといさ免らけさをそれをやて加たるハ
家をも修理せしう樹より上ハ父れかゝるとなりとく
古代行末を用ゐ父の清くり至し去冥とまなきし

杖とは棟末にゆひそへて家乃ちとうなるを父の
いけるとき蚊帳のなりしう死しての後屋うくにとく
のひそへ二親乃位牌を蚊帳のうちにたく兄妹読
とも生前にとくのもさゝれるを悔なけき親のつね
さるもしりなりとも梶におさめて用ゐさりき
かくりし後所の役人はあらそゐりしうそもかれら
う行ひに感して茅何まことしせくりかく孝心乃源
こさよりすへくはる心屋さしく隣家に人をそこなひ
ぬすゝする犬をて主の教さんとせしを隣にたゝひく
何主しう兄も彼ゝ志ゝり化しあるまやまゝ後にさとも

ふうりしとせつ称く領主をうゐまひかりにも城を
あとにして所るなく公役或は定りたる出銭なとも
貪欲中より時をたゝへて人より先におさめし程に
つ井に領主にすえ事れも享保十六年といふに茅成
あらへて其行ひを褒美せり

兄弟睦者熱太郎
兄弟睦者清次郎

熱太郎は志摩那邊田村乃百姓なりも弟を清次郎といふ
新田村にうけりす先より父の時より鍛冶を業とし田
畠を十町あまりも拵傳へて下つかひ乃男女多く牛馬

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

をもあまたなり兄は十七才は十三歳になる時父乃
ワつらひ出てあくる年の七月うせしかをいまにのそこ
て我世代去後は二人ともに公をつかせて家業と耕
作とに心を用ゐ年貢又は公役乃勤怠らず親族に
睦く召つふ者をあはれむへし事に先祖乃恩沢を
まもれを家代をこそりにちれへしとういひ給しける
やうこゆ母も病に婦してこそ次の年死をし時も必父の
遺言をこゝろるなくといひ並し程に彼おもゆ親乃云柴
をかくてなり両に十九に十六業に若り私なりしか貢物
をワかせ次家業に精力をそして田畠をもあらさず

屋く人となりてはたらひに妻をむかへ家を分ちしか
と田畠はそれまくにして力をあいを耕し貢物をさて
ふも兄弟乃屋ゝくなく家におさむ所をなる所物を又
志かせし程に日くに用う所金銀器財なともいつまをワ
う物といふなりなし惣太郎は男子なくこゆ娘ゑとりを
それは同し郡の貝塚村より母の親族を聟養子しこゆ
名代新吉といへる清次郎ハ男子二人ありて兄を惣次郎
弟を弥太郎といふかくこゆ同し村乃前の庄屋弥七と
いふりの子と孫とにをくれしうへに年ころなりはひあく
く家いゆくまつしかるしうは弥太郎を養子となし

清次郎にも力を添くまよといひ入しをかくて辞して
うけかたけりしに兄乃熱太郎添く孫七ゟ艱難を思ひ
とまてあまこれかゝれ貢物のおひめをはくのひ公役なと
をまけしかゝ清次郎も屋むとかくたひて法井より
その里をかゝる人孫七も隠居させぬ生後とても兄弟
叔父甥田地家財をわけてしていよく志ゆしゝ行つく
かゝ下部をあまたまて事かくおとゝもなりしゝ病多
く或ハ年老ゝ年公をなし詰ぬ者あれハ家に書ひ
立てあハまゝ添く同し村小年貢をおさめ又ゝ
まれまひに役まゝ者あまゝ力をあはせく助ゆ

けり見みな父母乃遺云を満りたと人とも且ハ乞ゝ生
質のまゝれをるなるべし

貞節者まん

まんハ和珂那薬院出口の民六助ゝ娘なりしゝ主人に
ほうへこゝよく勤めしかは主人をあハまゝなくハへて羽助
と又ハ我もの小嫁せしむ羽助ハまゝとくれ畠をつくり又ハ
人にやとはれなとして世代まゝゆりしゝ生まつさゝ氣何
らく酒をこれゝ酔ゝ深ひて日ゝに母んをせめ罵り
出ゆゝれなとせしゝ一をゝ立ゝ太とも代ゝ人ハ事なく
顔色をやはらけ史にまゝかへり史ハ出る時ハ生ゝ返る

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

て私うかいしくみ先うあちこと見えくれしかゝ様は兼娘
せさ娶んなと親族乃ちかりしうかゝあくちひてしう
を須るを主人の家にあるとても心乃こゝ不正しく志て
男に生けくるかし二人の娘を母に似ゆゑ志ろさ母
やさしく男子はうせにし父乃おとく留成うちつゝくの
高しゆゑ世をわたりとせ

孝行者儀三次

儀三次は穂波郡内住村乃文七ゝ三男なり享保十五年
二十歳にして同し郡九郎丸村の百姓ニ右馬といふ者乃
養子となりしかは家太馬ハとやくより兄の娘を養ひ

並しを儀三次ま先あハをくさゝあに家るをもゆゑ
称せうし儀三次人となり元に不すくれ養父母より孝
なる事類ひなし養母の母は同し郡中屋村にすめる
兵三郎かもと不屋しなゝ居しかと同れ十七年に兵三
郎うせにしかハ我家にしむうへとり事養育をり
りとなるも家貧く住居を廣かゝ様と別屋をいとるむへを
まけもなくまゝ屋うゝ我家此かゝへを志つらひてかれ
内不となしけつかに食ひを始めさゝ菜代ゆゑまゝ乃
燭を取られなとして稲夕乃食るかハをのかもとりて
もく先ゝ祖父ゝ年ところ病多くして行歩もなく

鈎さりしか近れまたりの志ろしさ人をとらんとつふ
とふ俄三次ハおひありさくそれ往来をそたをけ
あれ去年の春れ後より祖母の病重りて起所を心の
間くなりさりしを父母と妻とれ手をとらし次唯ゑとり
して仮抱せり折から耕作ハいとゆたなそまと志ゑく
立ちへりて安否ハとひ或ハ薬をとらしめ最たとりし
常をとらし次をれかゆるに丸株して身のいたをを
拵さきりかれまけしさ中にもす屋ゑれ合ねハ
その姉を遂さるか事なく祖母かくたくしく元文
五年れ春なくなりしより岩父の家右馬も又年老ゑ

去年より氣重く手足もいゆゑ老ハ姉ゑ居つまハ俄
三次か耕作乃たをけもなく鈎さるなとあるくれ
いひまゑしを俄三次ハ年ニ俄父乃農業ハ力を
きしけ身をいそくけりひかゑ故手足もいたゑ弱ふ
なれ屋しかなら次さるゑ事れ公りかをかひそ志
とふ今年ハ田畠乃なりもひよくなるゑ小もたくれ
事ハ人屋をく思ひ保岩ハのゑ心を用ゐかへなと
いひて養父の心をなくさめそ里ゑ右馬ハりとよ
里酒をそしゑ病ハかりて後ハたとに好まくく
をゑゑしか家貧こさまらにあへて酒を用ゐさりし

をほおい病にさへかゝりまゝ而身れも老而酒なと
のミ給ひて氣を散しまゝ以るまゝ也を頼たしけれ
ばたかりの費をいと屋をれてとかりとくこゝろ酒
を求め来りまゝのまゝ下戸にくまゝしゝ父れ相伴し
て終日乃耕作の法をまゝ也をまゝ也んなといひつゝ家
内おつとひ酒くゝかもくて父の歓ひをはくしまゝり
を屋く田畠乃ことれゝならはをれもひの事にいた
なまてをのれをすゝあく父れ云葉ほしたゝひ出るに
つゝ入りやし祖母乃世にありしかとも又かくせし
ゝ死しての後をそれ霊前ほとをつくへて又志りせ

しとせかまてはその心正直にしてあかりまゝ也偽り
おとゝ成いもさまゝしゝは親疎となく志あしゝ睦ひ
公役をはくしむ心よりそれ公役にあゝあらはくとに
易れ事ハ人にゆつりをのまゝかゝてるをのゝそ
勤めける妻も夫と同く酒先屋ゝなる生質なりて
舅姑に孝養せしゝも村おうまくかまゝらう所行に
うはりゆれ風俗ことにいとしうけりかゝ者なれ
もとゝ給の店屋をれよしをうた人出しに銘主より
銭せとゝ成あくへて褒義をしハ同しれ夏乃ゝ
なりき

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

奇特者發作

遠賀那末守村の百姓發作は八町四段九畝あまり此
田畠をもちて此もひもゆたかなりそれ生質温和に
して困恩を望んし親に孝養行ひく常に妻子
下部とくもそれあ屋まちを怒り罵事なくしあ
家とくれひ少年より農事に身をゆた孫農業を法
とせし程にをのつからなりいひよく貢物ハ村うちより
先そちておさめ諸役もそれ時とにをこたらに年
若れ者をみることにハ固乃控はいふも更なり村乃
役人の教へをもち農業にんをさしまへて律義

をもちにしあかつくしまよろしきひ怒るまくなと
いひはえそあくて田畠に時を移して屋まちに人
をかんることにさちやあしきさわくハそや作業を
いとうむへしといひしか心乃誠みえしにそいけれも
是をそむかさるれ母はそれまう家れうことなり
別家をうつへしか農事れいとあるに時は貴賤と
なくそれ側をなれたよりにハ世中のるなと
かあり慰めあいれさせうつく妹に聟をむかへなり
家にもおとしき家作りて家をつかしかれ私
なれんから田畠或は下部の男女馬牛にあるまく

園にしるしてさくりつゝち又身乃立しをも聟に
をとらぬ農家にせなくなれ二十六歳乃時より
組頭をつとめしに享保十七年といふに虫中稲虫の
まさりひ申かるを不能せしかれ小民は今日をいとる
むへくをいらこまいさくうへよくなしこしに發能
は費を捨て鉄をとくのへる倉村といふ所より能治
を唱てあまた乃鍬をうしせり此小民に加しあたへ
て厳葛の根をわらをそれ妻子伐屋しなしめ程
なくつゝ君のきくひもまへしなとかをそへて飢を
そしけぬ賊用をとほしうゝ祥と衣食その外此

事にいたるまていさくうれ奢なく朋友乃更に薬く
人の吉凶を吹とれは我身此とも思ひなく常り
いけるを敬とるなくさ爲しく人より贈る時はそれ
所にはなるちやり蜆蛤乃影ひとも家おそりてくれ
さりそれ發能延享元年をもとあ組頭の法とめを
聟にゆつ享寶暦三年九月といふ日それ行ひを誇
ねなりの事それハ領主より褒美の筆をとらせ此

孝行者甚五

甚五は糟屋郡若松村乃百姓なり父を清七といへり
はしめそれ妻をとり此男子甚五傍といふ事れ伐

生て経なくらせにしかは又妻をむかへく男子二人を
うみたり兄は出の甚五にして身を太作とそいひける
甚五か母生質人にすくれて心も人面さしく結子を
立場を甚ぬと特に深切なり衣服を製しいらふ
ほかにも甚立場に八つ縁に新そなるとこせく二人の
実子にはそのふりたるをそきさけり田地二段五畝
をもつ支清七身ほかりし後は家をまけ一段五
畝を甚立場りあらへのこれ一段は甚五をして耕さ
しめをのれハそれ家に居しなもう甚五初さより
正出にして孝心ゆへく農業に心ゆきし國恩を

なるに貢物を納るすべやうに村役をも行そうに
せて母乃齢をもつ日傾きぬ是は田畑に出或は行
細工をせしほくにかしこより居とするれども恩
恵の心ゆへくして志もく立人なるて安居をとひ夕
には隣をとふるもをくそれ側に向ける手足を
拵さそりいるハ四方山乃事を語りてなくさ両せ
食物なとれ重あれはとく調してそくめさ常に
老それ母より家をちらしむるを見つるとて
さるれ外ハ老れにゆり次居むとなくていはる時ハ
兄甚立場或ハをさけらの祝しき人に留ち乃

事を頼ミ金ぬ度ことに菌をつくり並くむしろに
あミ母のしきもれとせしうそれも時ニに志れえ
て古きを用ゐ後ハ六年けしてハ母も針仕事夜の
あらひそれも叶ハされ其志ハとかくしてあら
ひけるを母ハ屋つ垢つけるを志せ次第太化ハ
農家につゝへしかを給金ハうりにも母の志ひにかり
用ゐるゝまなく唯太化ハ農事ハたまけとそなし
けるゝ事それハ明和四年四月給ひより業をはゝ
へく褒美せり

奇物者發七

鞍手郡桂木村乃發七ヶ十六町二段あまり此田畠を持
ます百姓なるを寶暦六年の頃より庄屋の役を勤
勞しに生質某和にしてゐ小民をあはれむ事切
なりけれは他乃村人をそれ教へをしたひ集りて
まゝめは男子の数お得ようて六百六七十ありと呼え
しかれ頃ハ子人にも同ゐりけるを明和四年の六月
水乃まさりひきてしかしこれ境をくし彼里感田村
ト新入村末屋瀬宿桂木村その外乃村ニ而も各たゞ
へ中にも感田村の境のうちハ水とにゐくしてあり
住居る人しくれかくこゐハいりてのうかへきなとも出

なくよりはるまし程に發七ヶ助船を出さんとて大
庄屋乃勘立場かりとに行しに折ふし城下に出て
その子文三郎勘次郎留主せしかは法ゆゑ彼ありて
とひたりて者ゆひは拘船のことゆゑとて行時も
其屋く家出ぬ人しと無人を満祿をいまし先しは
境のやふれより漕いまるは船乃破損も兄来なし
とふかゝる暗乃夜のそれかゝ知きもいくらん
なといふけるは船をいかゝも我もかなれハ必破損
といふまし其屋とまくとせ先しにそ三艘つていて
乃里出し斗馬をもたをけ来るぬ明まる末屋淋窩

乃水に知ことさまし家くとよ人に助ゆく人ゝは粥を
貴てくさせられ無人にも程につゆく賃銭をとら
せしか無人も彼等か奇物のぬるまひよめてくらけ
さるしかは酒食をあそ人さ祿きらひそう折から
近程まとりに船庄屋乃郊右馬といへるも又長百姓
己力をあたせかまゆれ人をとてくひしを全く發七ヶ
所行乃志から志先しとく同き年の七月といふり
領主より褒詞を得さをそう又村乃うちに境なく
法きまいしたる湍池のましか唯天水乃ミまゆ源
なく年としては多かれて旱損の憂へ有しを發七殺ひ

とりて下新入村の神崎釜といへる所水もとより溝を
堀ほきしにこれとりしてもあれ手に事かされハ法
ゐりの池乃半成田地となるせしまもとよりかうる
おひそほとよけれは上田とはなりぬらるゝ後は
年老ぬれは庄屋乃勤を辞せしとなん

孝行者歌仙

和阿那薬院村にもとめ所盲人を歌仙といへり父ハ
忠次とも茄摩郡中益村乃産なりしかけて
此薬院村うはり居て安永元年に病く死せり
その後歌仙は貧窮になりけれはひも兄弟なり

まし程に妹のいはといへるを奉公に出しとりし
て母成嘗ひしか孝行殊り勝れしとり歌仙かく
貧しけれは官位を切ることもなりて日々に三味線
を引て人の門を乞ひたち物おひて世成りしい
あく艱難せしか母此好先る食物は絶さる程に両
うけをさぬ胡ことには母に先をもち起く手洗ふ
手水をとゝ或ハ菜をせんし並て母に目見成つけ
己もとりに茶を飲なら行くれと物語しゐて頼ひ
をしし出ることにハ菓子又は飴の類を古産とは母
年老て眼あしく起居もてとに自由ならさるしかハ

已も又かゝる身のうへなりとも屋をて妹に奉る後
やめさせしは彼を又人にとられたくなさしく
兄をそすけく母に孝養厚かりけるを志かをしのち
いはゝ領主の中間要助といふ者の妻となりしか七十
歳にあまる舅姑に侍へていと両先やうまて実の父
母を養ぬうとくなりたれは家の内和さ睦くさそま
欲仙もそれほどうにうつ事住しゆへ服あるとは
母兄をうへ見る次といふことなし要助ハ養子なりて
父母乃あつかひにさはらぬるもはしかくいはか
孝心なりしまく彼をその行ひをあらためく親子

乃隙つ井に睦かりき欲仙か母は七十二歳なりにして
病て死しぬかるし後は妹と諸とも母れ遺云を
うゆくちりて切に國恩を恐れ敬ひしにそやか
て彼らか行ひをうへ出れ者ありしを領主より
米を欲仙に給ふへしハその褒美とそ見る事し
安永七年れるなりき

貞節者もん

宗像郡大穴村にもんといへる屋のめにはしきは
賀郡戸切村乃角右衛門か娘にもあ十九歳のときこれ
大穴村の百姓源義か妻となりしをあに十年を

経しき後夫中風の病にかゝりて行歩ハ家の内
とゝくも叶ハさりしに七十歳になれる姑と九歳に六年
にて生れそるとも屋ゝく娘二人をしを彼ゝ病人
のかゝへにて昔月せしさ如いと尚め屋ゝにうみえたる
或時親族もんかりとにつとひ来りて源蔵ハかくいえ
かゝるさ病に始しそれのこゝなら次姑と稚子との喪ひ
にいとゝ如かけまを迚も農家乃ほとゝもなしかゝて
饑渇に及ぶへそれも今よりしゝ源蔵親子と娘ふ
そうハ兄弟なるそひくさくむへし古身ハ来乃
娘をつまて親里にかへり再嫁して心のまゝつり

身乃安堵をもかりて稲人といひたまを仰ハさる事か
うらかゝ雑雑の夫おいゝある姑いとけなきこそをとゝ
もこゝんもとも尚しまれていかる労苦をなす次
とも此まくにてもこゝ尚をかへと知ことをしにおひ
たまを姑も老くもんか喪ひの稼んこ何なるに
心を安んし今夫彼につかれなもいかゝるいのちを終
んなとかそこしにもかれ親族もかまらう志を思
ひとりて生頼ひにて尚をけるかゝるまを朝夕
乃業事ハいふも夫なりこそ暑の夜暖とくも時ゝ
慈しゝ程よく調し田畠を肥を不浄をとも拵も

こふ程にして六段一畝あまり此耕作を勤め菜苅
又は薪おかるまにあるまゝ唯云とりしていとる
ミいていかゝる女の力に及ひたる程事此もと程ハ夫の
兄弟にとひたかり或は近きなとなるものを此子と男
女の業を助けあふるなとして天明元年此妻夫の
身病ひ給ひまくをへて十年のあいて其保養の勤を
かゝ或は貢物の儀はたらるまでも人に手をかり
をしてすゝ屋うに納めたまは親族又は村うち此人
しくもその志り感して力を合てとらせんなと呼
えしかりしよりとて給なきるもあらハ宝て作事

病ませんなといへてらけ云うて夫の葬送供養のまう
あまとも程にはそゝあそいとなくなるかゝ中にも
長女ハかつゝ吉留村乃徳助う妻となりしう夫のうせ
にし後女さうにゝる家をおさむるまゆく病しと
てとくいひかゝしはく徳助夫婦を我家に住むへ
耕作乃るにつゝしめけまはもんもすとしく心安く
そ見えしされと姑乃八十にあまりでおとに老衰
せしをかれ夫の兄弟のむかへ養りんと呼えしかと姑
はもんう年こ給の養ひよめてくるまでも最を出まし
なといるこしにもんも病て今夫いう程乃苦労ハ

ガラス使用

志はるとも人して母代屋しかれ志めんも本意なる所
なりといひ出ゝ身は安堵とはいふとも小いつ所を
にきこえ分れて同き二年八月といふ日兼をあらえ
て褒賞しき

孝行者惣吉

惣吉は□那博多の櫛田前町にすめる桶ゆふ立
なりし三歳にして母に後ま兼乃時父圖六罪を
犯して流人となりしかは伯父の惣吉薄ゆふ者
ちかく幼稚なるを桶ゆふ者乃弟子となりしか惣吉
も世を去し程に父伯父は与太馬ゆふ者をそうけたり

弟は惣吉人から人にすぐれ三人の伯父に法ふる事
いと面めやかなり幼稚より父乃流罪にかゝるを
歎きかなしこいつにも一度は罪をあるひ生例に
あるて貴ハ面行し急ひ極め赦免乃報をもいひ
出されとその罪怪ならぬとて終りを私願はかハ
さるしかさ面て父を見ゆほしくハ汝僧に渡る人し
一度は父子の名乃ほとはさせんなとあるされし程
に屋かく僧に至りて父に對面せしかその艱難乃
有様いかにもみるに思ひさりしかハ其面に僧より
帰りし後は父と餞をとゝしくせんの心なるを浮

祢は衣を室に置きて両さばくらいて人とみたりて
交らず祢る佛事なとは其所にて場に行ひ
一日に親を嘗ねて祢る人の居はあらはるとも
宣夜をとりはなすなれかなしめるをかくて天明元年
領主に法事の至し時罪人を害むるの沙汰あり
あり熱吉は父乃ち其数にいらんことを神仏りも
願ひしか其時に両ち父の赦にもあらはるに粮
を悲にたんかくて已をとりに流人となり父の告
ひを終んとてまるを願ひ出んとはからひしに
いつか領主にもれ出えそれは天明四年といふより

国六か流罪をゆ給して家に帰らし先熱吉か願を
ありて遂させ給はるとし後は父につかるるまて
とに行つくしあ稲夕は食物とあも深く心ばせ
そんなれはひの貧しきをとも思ひをすいよく孝
養あけりそれは同紀年の十月第を行ひて
褒美しき

孝行者きた

きたは宗像郡本木村の百姓茂七か娘なり茂七は年
て後脚氣乃病ありて多くは椒に婦し居るかを祖
父乃正助といへる老あるとも両ちとりんるれはせかく

して耕作を勤し程に一町あまりの田畑をもちかるに渡世をいとなミ希りかくて正助は天明四年にいふに病て死しぬ其時そこに八十四婦八十七歳にまけり田業なりしかを仰せて耕作をなけしかは田畠乃たりまたひも祖父の時に出とならず或時婦の嵐に當まて半年あまりもなやこしかさあくに療治を加へられハ屋うしに癒ぬことを其身かよくなりて農家乃法と先ことなしかれ程にそこは獨しかも作業に力をそし愛貌をも粧ひて田畠を肥沃不洋の物をしも持里ひよろけ乃

事人に後まで中にも田地の仕つ者麦田乃寸紀久しかとも女の力に及ぬさ程乃事ハ近紀ひなり此男子を頼ましかをの事は山林の薪を伐さすりそのむきひに世をくりける大和本村乃貢物ハ同郡福弓浦といふ所まで牛馬につき出しそ此浦より船伐屋とひく福島乃城下に送るなりきそのお米を福弓ともあひさおほよそ一里半程の道なりしかさたは日々に二度つゝゆきうよひ或は胡ことに田浦とて十二三町もかなたなる畑の大根を刻き父母の起さなさ紀りちかの流に洗ひ久しくにかれ貢物

をはなれてしるすもまた父乃ことになるやめ給時を
津屋清浦といへる所の醫者をたのみ至しに是も
一里半ばかりも乃道なりしをそれ業をこひあるひは
むかひに行なとしてそのゝなく奴抱きしか歟とて
も更にいふ孫さりけ字にて病のいとゝ母を打婦し父の
耕作に出盛を隣村なとに往来せしか日暮て晩
らされはこさたハ松明を燒して迎ひにゆきぬ病
用に費多しとてつゐ〳〵菓履菓鞋をはくり縄
俵をあみなとして菓細工をいとるゝ又大鳴山と
いへる所にかりかれ福岡に樫炭といふ物を牛につけ

送りその駄賃をうゝあく父の好物なる食るをうゝ人
ぬかく豆乃ことゝあらんにつゐ給ひしとも歟なくハ母乃
うまはく事なとをたとゝあしかをさほどりの稚子
をその風俗にうつりしとそ婦は同郡乃津丸村の
何某か家に生ませしにかれ云ふにあさせるは
とめこをなし給さるしか主人もこさたか孝心を笑
及ひ彼にいとまとらせはその労苦をいふ屋内し孝
養をもちまことそんとて心をそへてそつひけるか
此よし領主に笑えそれは天明八年此正月業を知
そへてその孝行を褒賞せり

忠義者次右馬

次右馬ハ早良郡西新町ニ十ヶ年ヨリ住ス代々和三郎ノ祖父芳
親ナリ年二十二ヨリ父ニ仕ヘ其ヲツクスヿ人ニ比シ貞実ナリシ
水ヲ以ツ老母ヲツクスヿ人ニ比シ貞実ナリシ
ヿハ芳水モ孝行ヲ勤メシ時ヒロ芳
ヿハ明和元年ヨリ病テ死セリ其病中ハ
その子作右馬と云ヒしく昼夜ヲトラヿハ奴抱ヲ
心ヲ尽シヿハ芳水ノ病ニノヿ家内法ヲ次
右馬ヲ扶ケヿヲ拒ミ汝ヲ召ス此忠勤ヲヿヲ
かく病ヲ治シて後その奴抱乃深切なるヿヲ悦ミ

里川屋しけ世代さらはヲを作右馬ヲ力を添くれよ
作右馬も又彼をを待そうに思ふ屋から次かといひ
のうしてうせしヿハ主従乃ならひも睦しかりき
其れち作右馬ヿ妻病くうをぬ此時和三郎ヿ
三歳にして乳にすがりて疱瘡をなやミ
しかれ病重かりし程に作右馬ヿ艱苦いたし
かぬるしおりつて家業忘れくして唯次右馬ヿ奴抱
をもてのうしに醫薬のるをいつも及ぶ神にいのり
佛にちかひ力を尽して我子を養ひたくなりき
作右馬ハ貌ヲに肥て若年よりたちかるまひ公乃

帰くるからさりけれハ足洗ひ髪をとき杖をとるまて
もみるに次右衛門にたすけられし老親よハりけれハ背
おハれ帰ることたひたひなりしか安永八年いくほとなく
小茄名請ハ本の代十二歳の初雅にしてなき人の在も
ゆきまへされハ次右衛門なからしたるよ待行のことを
うけたまはる親族ともに妙抱よりなとを遣わせしかと好老
なくもあらて同き年の冬むなしくなりぬ老たる
ま雅なき小茄名請むかたる祖母佐右衛門か後乃妻にいへ
うち聚の男子のうちにしてまたなく庵なき親族もなけ
れは後乃事も覚束なかりしかハ次右衛門かはから

ひとり葬礼佛事なとの事もとゝこほりなく務めけるか
さてハ家業も座らくに衰へなんとひもいと危う
かりしく様に次右衛門ハ稚き小茄名請を伴ひて孫なる
深物をあつくしくらして家にゆきて不幸の事なとを
つかさにうかゝひ所心をなくさめて遠くさりてしかし
とく小にいつくしみれ其人なとこそ業をつきしかく様なく
家業をも続ひきやうくにいとなみ其の後妻ハ
嫁姑の際睦しくかくれたる男子をも小親里へよ
ましくし祖母をもとにうつせしかハ今は小茄名請一人に
なりし様よなれとも家職にいそしみて朝夕の食事

をこゝろ調へ愛ゆひ月代刺公御を始く給銀とて
もらくる事なりしか茄三藤か町役なとふさゝれし
時は年若なる主人の勤いかくとゝあ已出て勤をといふ
ゆるすなくいと御をとれは茄三藤かすきたひ乃なあ
とて日儲にも出に帰り茄三藤か大叔父に次三藤とて
こゝに先く老たるか身を寄へて方なかりしを主人
をとくめてその家にむ人者ハせ公屋をくて身を終
し先ならさゝ茅水と作右馬か忌日をいふに及て
次先祖乃祭に怠なましなと已もともに齋して
寺に詣くさ人て私るかを源切に教へしかハ茄三藤か

人となりたくれし程に今は次右馬か労苦も薄くて
みえし次右馬か父は与三郎とて志摩郡野北村乃
百姓なりしともあまたしかつゝ家れなりたひあ
しをしゝ渡世をいとなゝかれしかとに宅地も田
畠も質にいれ次右馬ハかなきなにいたし次は人私
貴子となし三男と四男とハ御ゝ初かりしをたくゝか
し私請作といふるなとして月日を送り居しか二人
乃をの子もやく人となりたれたかの質地をもとしく
らけ久し三男にあたへて耕させ与三郎史婦ハ四男
をたゝ小同郡乃師吉村にらつり又請作しゝ世代

ひ居りしを次右衛門ハ屋そのほとゝ日宅地を求め
あらたに家作りなりしに父母にあらんてうけり
住せ明くれ己ゝ費を省きてく米銭ゆるゝ衣服銭
送り借銀なとまても償ひ居りぬ者なれハ兄
弟の隣を又睦しく志ゝくそれをもひをもとひ
もあり者り又人の艱難を見る事をせ居ゐる
時ほ者の語次りさ両ふをみれハ必杖をあらん
しとそこを作儀懸乃行ひ多かりしゝ大居り此た
くひなりきさ者に次右衛門二代乃主人につんた
也し天明八年に至るまでさ人ゝ廿九年此間なるよ

息らは只家乃業のこゝろすなりもひ此るまゝ至る
まゝ者心を言しく恭之勝ゝ艱難を志れをしさ両
領主に望えなれハ米銭あるへく褒美せり

孝行者庄右

庄右は鞍手郡上新野村の百姓にて三臣八畝あまり
乃田畠をもてり母につくく孝養事く時ゝ乃
耕作まゝ者も母のをしへに頃ひ植法者此ほくゝ
あしく苅いれ乃とれを外ふ事もなしゝその教
をそむく事なくなふなり新田用ゆるてうしたふ
両ゝをそくなといひ出し時も母此面よいなむ事あ

まはこれを屋めやむ事なくして出る時は去産
を求めかへりて無く母の心をやぶらさるをもて
勤とせるも家おとに貧しく夜具とても持さまれ
夜は母にのゝ蚊帳を用ゐ冬も衾もなる者は母を
とりまなまれ己をもしめ妻子ハ蚊屋り火まるハ焼
火して寒暑を凌ぐり妻子ハ手ハ絶ふやゝ
て身の痛るまひも自由ならさりしをかるもそめにも
痛る事なくたゞ孝利にのゝ心をゆゝ称しかは母
の九十にあまりて中風をやゝしにをのまり路も又
六十ゆりはまりしかは其子乃久吉庄右衛門といへる

兄弟乃もれも父の孝行まならひて其教をうけ守
り父をまもすけて反抱せさせしに寛政元年閏六月
領主より賞えの事をそとらせる

風俗宜者忠右衛門
風俗宜者若太郎
風俗宜者徳七
風俗宜者孫次郎
風俗宜者惣百姓

宗像郡宮司村は其高六十二町一段八畝二十六歩の所
にあり庄屋を忠右衛門といひ組頭を若太郎徳七孫次

郡とせいひたれむかしより村うち此風俗正しく而し
て忠太郎宏屋となりしより二十七年ものうちは組頭との
志めしあるをよろしくたれは組頭も而て村うち人の教
禄ん之後にしていつまも國恩をうけまひ法度を忘
れ不時乃上役とくを他村りきくれてつとめたり
ある宮司村は海濱にて多くは砂而しまれ疲地
なまれは耕くそむる頃より田面に出面しをおこし
くさきる此後ゆひにハ村こそまていく度とおく
田乃草をとりぼくし蝗のうまへ多くれたとこ
時をたゝへ油を流しいまをたへて農業に出成用ゐ

しれとに米穀のこれまよく麦畠なとをかゝる砂地
にてたまうれほひなくれハ草は湖をくみそこ夜は
破色に出て藻くそをとりいれ地味を肥しつて作を
ましうはあらり近代村こよりも交用麦なといひく
あらせひ求めさ来ことにいと面何まは村役人の妻
子をもしめ種々の菓細工をいとるみ村うちりおゝる
藁此をうけしこ而清而に他村にもとむるまゝに
力をきしよ後川倹約をはとめしうハいつまも
吏食乃貯ゆたりにして彼ら宏屋をうし後田畠み
のうさ海年をましう貢物乃数をかくるまなく天明

六年といふには國中稲虫の災にかゝる海邊乃村々
を貢を減しゆる春は領主より銀中下をもつ行り
しかる所村ハ其頼ひ事をもれ出すかゝる又霧民助
合といふ法をしてく病或ハ災にかゝるて蔵賊田宅を
うしなる者あれは親族をいふまゝ及ばれもかゝるの者より
かゝる法をもつて助けそれは村人の離散なといふこ
とはなかりき此村うち此演田なといふ所は只天水
のことをたれてむかしよりも旱損乃うれ人多かりそれ
は同紀年の長忠右衛門頼ひいくをさしかとり此谷
にひ天務をしてくりんかを免あらたに境をつ紀

谷そこをもさらへんとれるゆゑさましかその土力縣
しあれはいかもを村うち此力に及ひかゝりし後
忠右衛門ハ我一村乃そるへなれハ余家の力をかれへ
にあらず三田年かゝひ為ることなくハ事なるへし
とあ年く農事此いとあてこれは土歳よりの童を
もし先て老かとなく出しはしらかせしに凡二千六
百人あまりも乃力にて境をやうくにさつ紀をて小
寛政元年の首代にも水此年のたよりよく植法者乃
るかゝるもしかゝる村うちをもれ人さそひ行
はまれなとり天和三年より四百人にこゝろさる人別

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

埋めて姑乃うこそらしよをとれ取志なとかけをさ
へくれち屋をしとなりその法人れ門屋にをち
て抱らふ者の事きたり母と史れ也先く食物こま
とらせたしとおりへ取まらふ志ハをのれ志よく
さへれうちをつけあらへてそれ志をとけさ歩き
薪を買ふるもなし故く山林の落葉なと知ろひ
に行しか彼か偽らさる種を姑も其労苦をおりて
とる冬も火を消しつゝ元結をとり居たりしに
もんハ山よりまかへりさくられ主さふなまとあ火
にはあらり結ハぬそ元結よりあるも屋めもへかくく

是後も何らも須とさふ火を焚つきてあらさらを今り姑の
酒を好しうは与市日出とに職業の久なきにもとめ
来りてもくめしか医老くもこしかは氣色にもさく
ハらんとあるをのまたは下戸なるましかとよれなとにいる
へくそ頼ひをしけまこのよし須をりしうへ
いあけまた明和八年の四月茶をとらせる雇夫
せり

孝行者徳五郎

徳五郎ハ秋月乃城下今小路町にもとめ取仁助か子なり
仁助も医府をあきなひてとに貧しれ者なり

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

しゝ一家す屋く九人を屋しなひしほとは徳五郎ハ
父乃貧苦をとるに志のひを七葉の秋乃ころよ
里稲夕には豆腐を云ふ紀豊れなとは菓子やう
の物代うゝ費して主君をはりしそこなとなく
もしまいりきそれ葉乃くまはせまりて母此衣服
を質はを紀しは徳五郎ハとふいて聞く思ひ
称うけはまゝ衣と乳如人くれ給人なと父に呼え
こさある時初さもれくうれ主さをいとはしかせ
紀ぬるとく足袋をあらふる者何里しうをのまハ
用ゐもして母にもうをなとしけまを寛政二年此
七月領主より茶をあたへて其孝行を褒美せり

孝義録巻之四十四

孝義録巻四十四

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

136
50
197

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

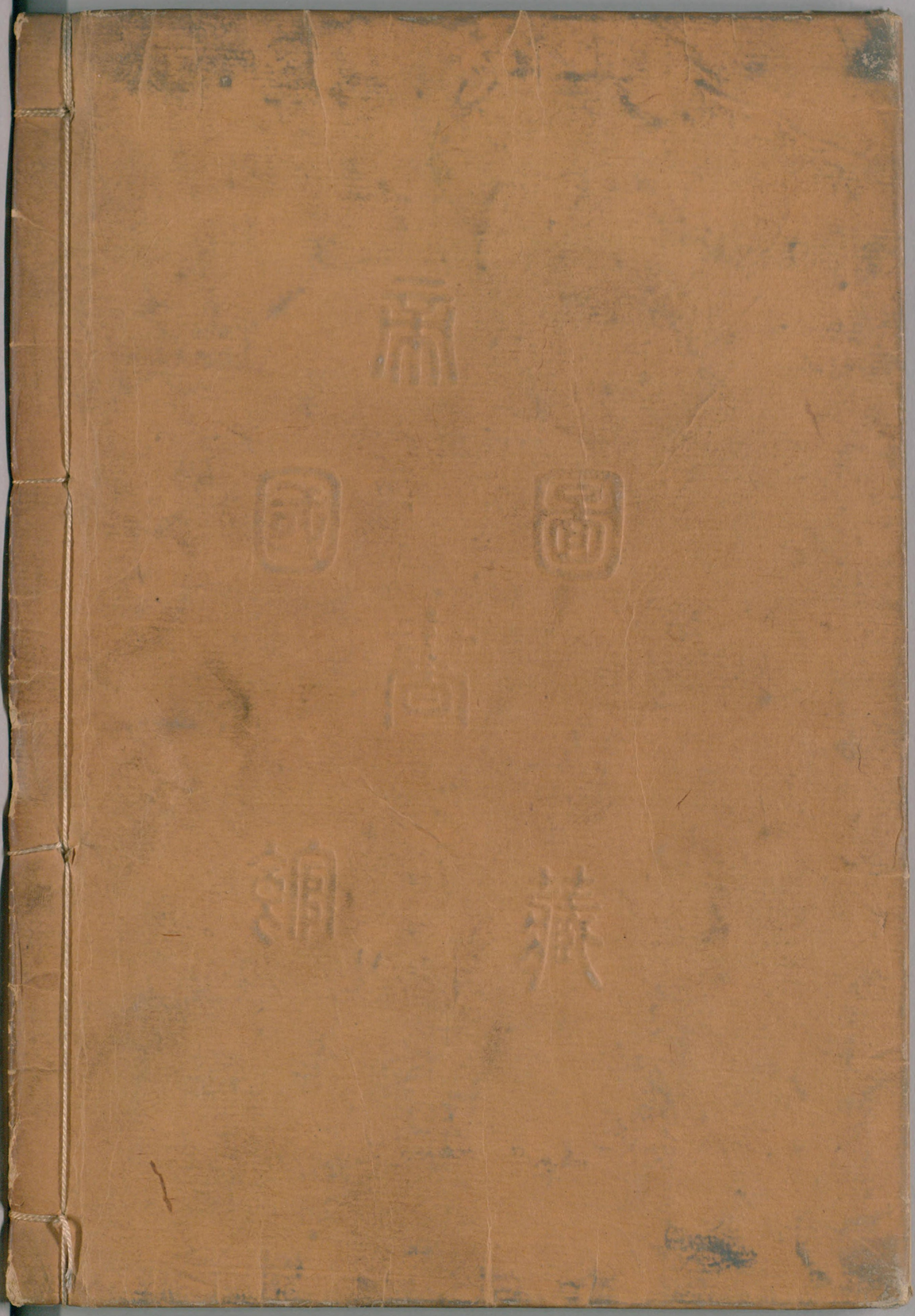

国立国会図書館　　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用